

[43] 哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1448740>

出版情報：哲学論文集. 43, 2007-09-29. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：



九州大学哲学会会則

- 第一条 本会は九州大学哲学会と称する。
- 第二条 本会は会則相互間の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。
- 第三条 本会の事務所は福岡市東区箱崎、九州大学文学部内におく。
- 第四条 本会の会員は正会員、特別会員及び名誉会員とする。
- 一、正会員となることができる者は次の者とする。
- 九州大学において哲学・倫理学を専門とする教員・学生・院生及び卒業生
- 二、特別会員は前項教員のうち教授・助教授及び専任講師を退職した者とする。（但し、旧教養部教員を含む。）
- 三、名誉会員は本会で適当と認めた者とする。
- 第五条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
- 一、毎年一回大会の開催
- 二、会誌等の刊行
- 三、研究資料の蒐集及び交換
- 四、国内の関係学術団体との連絡

- 五、研究会、講演会等の開催
- 六、その他、本会の目的を達成する為に必要な事業
- 第六条 本会に次の役員をおく。
- 一、委員 若十名（内委員長一名、常任委員若十名）
- 二、会計監査 二名
- 三、幹事 若十名
- 第七条 総会は年一回定期的に開き、その他必要あれば委員会の決議によつて臨時に開くことが出来る。
- 第八条 委員は正会員相互の互選によつて選び、任期は二年とする。但し重任を妨げない。
- 第九条 委員会は本会の事業の運営にあたり、幹事を依嘱し、その他必要な場合は専門委員を依嘱する。
- 第十条 委員の互選により常任委員若十名をおく。
- 第十一条 委員の互選により委員長一名をおく。
- 第十二条 委員長は本会を代表し、委員会を招集し、委員会にはかつて総会を招集する。
- 正会員の互選により会計監査二名をおく。会計報告は総会において行う。
- 第十三条 幹事は委員会の依嘱により会の庶務ならびに会計を処理する。任期は二年とする。但し重任を妨げない。

編集委員

谷川隆一郎

細川亮一

円谷裕二

菊地恵善

根井磨

宮島

- 第十四条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。
- 第十五条 正会員は所定の会費を納めるものとする。
- 第十六条 会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。
- 第十七条 本会則の変更は総会の決議による。
- 付則
- 一、本会に入会及び脱会を希望する者は書面をもつて委員会に申し出、その承諾を得なければならない。
- 二、本改正会則は平成六年九月三十日から之を施行する。